

議案第16号

西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 2 7 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の西海市放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2条の規定の適用を受けていた者に係るこの条例による改正後の西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項の規定の適用については、同項中「業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む」とあるのは、「令和7年4月1日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む」とする。

新旧対照表

西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日 西海市条例第20号 第1条～第9条 (略) (職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの<u>（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む。）</u>でなければならない。 (1)～(10) (略) 4及び5 (略) 第11条～第21条 (略)	西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日 西海市条例第20号 第1条～第9条 (略) (職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略) 4及び5 (略) 第11条～第21条 (略)

新	旧
附 則 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。	附 則 <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。 <u>（職員の経過措置）</u> <u>第2条</u> この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、<u>「修了したもの（令和7年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」</u>とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第2条の規定の適用を受けていた者に係るこの条例による改正後の西海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項の規定の適用については、同項中「業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む」とあるのは、「令和7年4月1日から2年以内に研修を修了することを予定している者を含む」とする。